



now

農林漁業信用基金 広報誌【基金now】

2023

5月

vol.12

巻頭言

理事長就任の御挨拶
信用基金の役割
中期計画の概要

農林水産省から

経営局金融調整課長 中尾 学
林野庁林政部企画課長 森下 興
水産庁漁政部水産経営課長 魚谷 敏紀
経営局保険監理官 土居下 充洋
水産庁漁政部漁業保険管理官 原口 大志

地域の農林漁業だより

福島県農業信用基金協会
京都府農業信用基金協会
福岡県農業信用基金協会
福井県 農林水産部 県産材活用課
全国漁業信用基金協会 北海道支所
全国漁業信用基金協会 沖縄支所
山形県農業共済組合
和歌山県農業共済組合

基金の運営委員等からのひとこと

山林経営者の憂鬱と矜持
株式会社 T-FORESTRY 代表取締役 辻村 百樹
(農林漁業信用基金運営委員会委員 (林業信用保証業務))

政策の窓

食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について
農林水産省大臣官房 政策課 企画官 加藤 史彬

品目ごとの生産と消費

食肉の生産と消費について
農林水産省畜産局食肉鶏卵課長 猪口 隼人

巻頭言

- 01 理事長就任の御挨拶
- 02 信用基金の役割
- 03 中期計画の概要

農林水産省から

政策担当者に聞く

- 04-05 経営局金融調整課長 中尾 学
- 06-07 林野庁林政部企画課長 森下 興
- 08-09 水産庁漁政部水産経営課長 魚谷 敏紀
- 10-11 経営局保険監理官 土居下 充洋
- 12-13 水産庁漁政部漁業保険管理官 原口 大志

地域の農林漁業だより～保証保険を支える全国の皆さまから～

農業信用基金協会だより

- 14-15 福島県農業信用基金協会
- 16-17 京都府農業信用基金協会
- 18-19 福岡県農業信用基金協会

林業・木材産業だより

- 20-21 福井県農林水産部 県産材活用課長 福島 行我

漁業信用基金協会だより

- 22-23 全国漁業信用基金協会 北海道支所
- 24-25 全国漁業信用基金協会 沖縄支所

農業共済組合だより

- 26-27 山形県農業共済組合
- 28-29 和歌山県農業共済組合

基金の運営委員等からのひとこと～私たちの制度運営を支える皆さまから～

- 30-31 山林経営者の憂鬱と矜持
株式会社 T-FORESTRY 代表取締役 辻村 百樹
(農林漁業信用基金運営委員会委員(林業信用保証業務))

政策の窓

- 32-33 食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について
農林水産省大臣官房 政策課 企画官 加藤 史彬

品目ごとの生産と消費

- 34-35 食肉の生産と消費について
農林水産省畜産局食肉鶏卵課長 猪口 隼人

信用基金の動き等

- 36 信用基金の動き・人事異動等



理事長就任の御挨拶

令和5年4月

牧元 幸司

- 昭和37年8月生まれ。東京大学法学部卒業。
- 昭和60年4月、農林水産省に入省。農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課長、生産局食肉鶏卵課長、林野庁企画課長、宮崎県副知事、大臣官房文書課長、林野庁林政部長、内閣官房内閣審議官、林野庁次長、林野庁長官、農村振興局長を歴任。
- 令和5年4月、農林漁業信用基金理事長に就任、現在に至る。



この度、独立行政法人農林漁業信用基金の理事長に就任しました牧元幸司です。

農林漁業信用基金は、農業の担い手の育成・確保や経営の安定化、林業の持続的かつ健全な発展、水産業の成長産業化等の農林水産政策の一環として、農林漁業を営む皆様の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命とする独立行政法人です。

当基金は、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会が行う農業・漁業経営等に必要な借入金の債務保証について保険を行うとともに、林業の経営等に必要な借入金について直接債務保証を引き受ける業務を行っています。また、災害が発生した際に、農業・漁業を営む皆様への共済金・保険金の支払が円滑に行われるよう、農業共済団体・漁業共済団体への貸付けの業務を行っています。

令和5年度から新たな中期目標期間がスタートしました。

今後の5年間は、農業信用基金協会、漁業信用基金協会や融資機関等関係機関と連携し、脱炭素・グリーン化の取組の導入、スマート農林水産業の実装などの社会経済情勢の変化にも適切に対応しつつ、借入者の経営財務状況に基づく信用リスクに応じた保証・保険の引受けを通じて、農林漁業を営む皆様に対して質の高いサービスを提供してまいります。

また、適切な保険・保証料率や貸付金利の設定、保険事故率・代位弁済率の低減、貸付業務の適正な実施に加え、業務のIT化などを通じた業務運営の効率化や情報セキュリティ対策に取り組んでまいります。

皆様の期待に沿ったサービスが提供できるよう、役職員が一丸となって業務を遂行いたしますので、今後とも当基金の業務に御理解と御支援の程、よろしくお願いたします。

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 牧元 幸司

信用基金の役割

独立行政法人農林漁業信用基金は、農林漁業を営む皆様の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命とする独立行政法人です。

保証・保険業務

農林漁業は、国の施策において、持続的かつ健全な発展を図ることとされている重要な産業であり、その経営においては、機械や生産資材の購入、施設・設備の導入等から運転資金に至るまで、経営の態様や発展段階に応じて、多種多様な資金ニーズがあります。一方、農林漁業経営は天候などの自然条件に左右されることや、投資回収の期間が一般に長いなどの特徴があることから、他の産業とは異なる融資上のリスクがあります。

信用保証保険制度は、こうした農林漁業融資に特有のリスクを軽減する公的な信用補完制度です。

信用基金は、農業・林業・漁業の信用保証保険制度の運用を通じて農林漁業者のみなさまの経営をサポートします。

貸付業務等

信用基金は、農業信用基金協会・漁業信用基金協会、都道府県、農業共済組合・漁業共済組合等が事業や制度の安定的な運用に必要な資金を貸し付けることで、制度の円滑な実施を担保しています。



中期計画の概要

令和5年4月1日から、新たな中期目標期間が始まりました（令和10年3月31日までの5年間）。主務大臣から指示された中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、適切に業務運営を行ってまいります。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

●社会経済情勢や農林漁業の構造の変化に対応した引受け

農林水産分野における脱炭素・グリーン化の取組、デジタル技術を活用したスマート農林水産業の実装など、社会経済情勢の変化に伴う資金需要にも対応し、適切な保険・保証の引受けを進めます。

●適切な保険料率・保証料率の設定

農林漁業の特性を踏まえつつ、適切な保険料率・保証料率を設定します。

●保険事故率・代位弁済率の低減に向けた取組

基金協会や融資機関との連携強化、信用リスクに応じた適正な引受審査及びよりきめ細やかな期中管理などを通じて、保険事故率・代位弁済率を抑制します。

●適切な求償権の管理・回収の取組

効果的な求償権回収や、基金協会の態勢等を考慮した求償権管理を行うよう、助言、支援等を実施します。

●事務処理の適正化及び迅速化

標準的な処理の期間等を定め、適正かつ迅速に事務処理を行います。

業務運営の効率化

●効率的・効果的な業務運営

毎年度、業務の点検・検証を行い、不断の見直しを行うとともに、適材適所の人材配置等により、効率的・効果的な業務遂行を実現します。

●支出の抑制

業務管理費等について、中期目標期間中に令和4年度比で5%以上削減します。

一般管理費（人件費等を除く）について、中期目標期間中に令和4年度比で20%以上抑制します。

●その他

デジタル化の推進、調達方式の適正化を図ります。

財務内容の改善

●健全な業務収支の維持・確保

長期的に収支均衡となるため、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指します。

その他業務運営に関する事項

●職員の人事に関する計画

人事評価、人材の確保・育成を適切に実施するとともに、常勤職員数等を公表し、法人職員数の全体像を透明化します。また、人件費の適正化を図るとともに、職員の給与水準を公表します。

●ガバナンスの高度化

運営委員会を開催し、委員の意見を業務に積極的に取り入れ、業務運営の適正化・高度化を図ります。また、役員会や内部統制委員会の開催などを通じて、内部統制機能を強化します。

●情報セキュリティ対策

個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進します。

令和5年度 農業金融について

農林水産省経営局金融調整課長

中尾 学



平素より農政の推進につきまして御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。

はじめに、昨年夏の豪雨被害や12月からの大雪被害等の自然災害により被災された皆様、また、新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格・物価高騰等により経営に大きな影響を受けている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さらに、こうした中で、独立行政法人農林漁業信用基金、都道府県農業信用基金協会の皆様をはじめ、農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様におかれましては、農業経営に必要な資金供給の円滑化に向けて御尽力いただいておりますことに敬意と感謝を申し上げます。また、厳しい農業経営の資金繰りに関し、政府の要請も踏まえて、円滑な資金供給や償還猶予等の条件変更柔軟にに応じていただいております金融機関の皆様へ改めて篤く御礼申し上げます。

(我が国金融をめぐる)

我が国の金融をめぐることは、改めて申し上げるまでもなく、人口減少による市場縮小や厳しい運用環境などの中で難しい舵取りが迫られる状況が続いています。また、脱炭素・グリーン化の動きの加速化など時代の大きな流れについて、デジタル技術等のイノベーションの力も利用しつつ、いかに対応し、また、ビジネスチャンスとして活かしていけるかが問われている状況といえます。

各金融機関の皆様におかれましては、引き

続き、顧客ニーズに応えつつ経営基盤を強化し、時代の変化に即したビジネスモデルの構築、経営の持続性の確保に不断に努めていただくことを期待いたしております。

(農業金融について①:金融機関における取組)

各地域の農業の維持・活性化に向けては、農協系統をはじめ地域の金融機関において、経営相談・経営診断などを通じて取引先の農業者のニーズを細かに汲み取り、必要な資金を適切に供給していただくことが重要といえます。また併せて、金融機関の強さである豊富なネットワークや情報を活かし、農業と食品産業等の農業関連産業の良好な関係の構築に取り組んでいただくなど地域農業のポテンシャルを引き出す取組を展開していただき、そのことが金融機関の収益向上にもつながっていくことを期待いたします。

農業融資についていえば、農協系統金融機関の新規農業融資額は近年増加傾向にあります。令和3年度の新規農業融資額(長期資金)は3,822億円であり、平成27年度と比べて1.4倍の規模です。また、農協系統以外の民間金融機関における令和3年度の農林業向け新規融資(設備資金)は891億円であり、地方銀行等におかれても積極的に農業経営を後押ししていただいている事例が多々あるものと認識しています。

農業融資が円滑に行われるためには、農業信用保証保険制度がその役割を十分に発揮することが必要です。我が国の農業経営・農業

生産、ひいては国民への食料の安定供給を、いわば縁の下の力持ちとして支えているのが農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様であるといえます。

(農業金融について②:農業金融に関する施策)

農業融資に関する施策としては、上記の農業信用保証保険制度等の各種関連制度を適切に運用するよう努めつつ、制度資金に関する利子助成や保証料助成を実施する等の予算事業を措置しています。今年度も必要な事業を展開し、農業者の経営を金融面からサポートしてまいります。

また、民間金融機関の活動を補完する役割を担うのが、政策金融機関たる日本政策金融公庫と沖縄振興開発金融公庫です。現下の情勢でいえば、飼料価格をはじめ生産資材価格の高騰が農業経営に深刻な影響を与える中、農林漁業セーフティネット資金の円滑な供給等を通じて農業経営の下支え機能が発揮されていると考えています。今後も、民間金融機関と公庫が連携・協調し、農業者に必要な資金や経営ノウハウが適切に提供されることを期待しています。

さらに、最近の動きとしては、ESG（環境、社会、ガバナンス）金融に関し、農林水産省として農林水産業・食品産業分野におけるノウハウや実践事例などをとりまとめ（「農林水産業・食品産業に関する ESG 地域金融実践ガイドンス」）、その推進を図っています。

また、現在、農林水産省においては、農政の基本方向を示す食料・農業・農村基本法に基づく政策全般について、同基本法が制定されて以降 20 年超の間の情勢変化を踏まえ、検証を進めており、本年 6 月を目途に政策の新たな展開方策について中間とりまとめを行う予定としています。この一環として農業金融施策についても、時代の要請等に応じたものとなっているか確認してまいります。

(信用基金の新たな中期目標について)

信用基金の業務について、本年度より、第 5 期中期目標期間が始まりました。中期目標とは、独立行政法人制度に基づくものであり、信用基金などの独立行政法人に対して主務大臣（信用基金については農林水産大臣及び財務大臣）が今後 5 年間にわたって取り組むべき事項をお示しするものです。独立行政法人は、中期目標をベースに自ら 5 年間の計画（中期計画）を作成し、実行します。

信用基金にお示しした第 5 期中期目標においては、農業信用保証保険制度の運営に関する理念・方向性をお示しし、その下で、信用基金に自らの創意工夫に基づく取組を進めていただくこととしています。

目標達成のための指標についても、アウトプット指標よりも、可能な限りアウトカムに着目した定量的な指標を設定しています。

また、具体的な事項として、我が国農業をめぐる情勢変化等を踏まえた引受けの推進、適切な保険料率の設定、きめ細やかな期中管理の実施、基金協会の態勢等を踏まえた求償権の管理・回収の取組等を掲げております。

こうした中で農業信用保証保険制度をより適確に推進していくためには、信用基金と各基金協会の連携が従来にも増して必要であると考えております。改めて関係各位の御協力をお願いする次第です。

(おわりに)

農林水産省として、今後とも、農業経営・農業生産を支え、食料の安定供給を確保していく上で、農業金融が適切に展開されるよう、農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様をはじめ関係各位と意思疎通を図りながら、施策を検討し、構築・展開してまいります。

今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

令和5年度 林業金融について



林野庁林政部企画課長
森下 興

1. はじめに

日頃より（独）農林漁業信用基金の林業信用保証業務の運営並びに森林・林業・木材産業施策の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、森林・林業基本法に基づき令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画では、戦後造林され本格的な利用期を迎えた我が国の森林資源を活用して、地域の林業・木材産業を持続的に成長発展させるとともに、2050年カーボンニュートラルに寄与するため、「伐って、使って、植えて、育てる」という人工林資源の循環利用を推進することとしております。

（参考）人工林資源の循環利用



2. 森林・林業の現状と課題

ウッドショックやウクライナ情勢等により輸入材の供給リスクが顕在化したことを踏まえ、海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造とするべく、国産材の安定的かつ持続的な供給体制を構築することが必要です。

具体的には、

- ・川上では、担い手の育成・確保、路網整備や高性能林業機械の導入等による生産基盤

の強化

- ・川中では、木材加工流通施設の整備等による木材製品の供給力の強化
 - ・川下では、都市等における木材利用や木材製品等の輸出促進などによる国産材の需要拡大等の総合的な取組の推進
- に取り組んでいます。

3. 林業金融

2で述べた森林・林業の課題についての取組を支えるための林業・木材産業の金融制度として、

- ① 林業生産力の維持増進に必要な、長期かつ低利の資金を融通する（株）日本政策金融公庫資金（公庫資金）

② 林業・木材産業経営の改善を目的として新たな取組を行うに当たって必要な中・短期の資金を無利子で貸し付ける林業・木材産業改善資金（改善資金）

③ 木材の生産又は流通を担う事業者が、その行う事業の合理化を推進するために必要な資金を低利で融通する木材産業等高度化推進資金（推進資金）

④ 林業者等が金融機関から資金を借り入れる際に、その資金の融通を円滑にする（独）農林漁業信用基金による債務保証制度

①については、令和5年度より利用間伐等と併せて既往債務の償還円滑化が可能な『林業基盤整備資金（利用間伐等推進）』を20年間延長し、これまで利用間伐のみが対象となっていた資金メニューに更新伐を追加したほか、借入金でありながら資本とみなすことが可能な『農林漁業経営資本強化資金』（資本性劣後ローン）を創設しました。

②については、都道府県や融資機関から借りることのできる無利子資金であり、次のような事例で活用されています。

〈活用事例〉



素材生産量の向上を目的としてハーベスタを導入



ドローンの導入により現地調査業務を省力化



シイタケ増産のため、原木栽培ハウスを増設

最寄りの都道府県の林業事務所等の「林業・木材産業改善資金」担当窓口にご相談ください。

③については、合理化計画等の認定を受けた林業者等に対し、低利で運転資金の融資を行う制度で、利率は0.60～1.60%以内で都道府県が設定します。貸付に際しては（独）農林漁業信用基金の債務保証を受けることができます。

④については、今年度から始まる5年間の新たな（独）農林漁業信用基金の中期目標で、林業者等の皆様や融資機関等への制度普及を推進することとしております。（独）農林漁業信用基金の債務保証は、林業・木材産業に必要な運転資金や設備資金を幅広く対象としており、保証料率は年0.15～1.80%と低位に設定しています。災害復旧や創業間もない事業者への支援等として最大で5年間保証料免除です。地域でのネットワークや事業拡大の将来性評価等により新規創業者への保証を行った事例もありますので、ご不明な点など、（独）農林漁業信用基金にご相談ください。

最後になりますが、事業経営に取り組んでいただいているすべての皆様のご努力に心から敬意を表するとともに、引き続き森林・林業・木材産業施策を適切に推進してまいりたいと思います。

令和5年度の水産金融施策について



水産庁 漁政部水産経営課長
魚谷 敏紀

「基金 now」をご覧の皆様におかれましては、日頃より、漁業信用保証保険制度の運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

皆様日々実感されておりますとおり、我が国の漁業を取り巻く環境は、海洋環境の変化などを背景とした主要魚種の不漁、ウクライナ情勢に起因する燃油や飼料価格の高騰などにより、厳しい状況が続いています。

こうした中、昨年3月25日に新たな水産基本計画が閣議決定され、水産に関する施策についての基本的な方針が示されました。本稿では、水産基本計画に即した水産金融施策の展開についてご紹介したいと思います。

1. 水産基本計画における三本の柱

水産基本計画においては、以下の三本の柱を中心に水産に関する施策を展開することとされています。

(1) 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

「新たな水産資源管理」の着実な実施を図るため、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」（令和2年9月公表）に従って、資源調査・評価体制の整備を進めていくとともに、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で、科学的知見に基づく新たな資源管理を推進することとされています。また、その際、地球温暖化等を要因とした海洋環境の変化が水産業へ及ぼす影響や原因を把握し、変化に応じた具体的な取組を進めていくこととされています。

(2) 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

① 漁船漁業の成長産業化

漁業現場に合わせたスマート水産技術の開発・現場実装を図るとともに、資源変動等の変化に適応可能な経営体の育成や漁船の脱炭素化等、漁船漁業の持続的

な成長に向け、沿岸、沖合、遠洋漁業ごとの課題に対応した具体的な取組を進めていくこととされています。また、不足する漁業人材を確保するため、水産教育の充実と若者に魅力ある就業環境等を整備するとともに、外国人材の受入環境の整備を図っていくこととされています。

② 養殖業の成長産業化

「養殖業成長産業化総合戦略」（令和2年7月策定、令和3年7月改訂）に基づく取組を着実に実施し、マーケットイン型養殖業の推進、ICT等を活用した生産性の向上、経営体の強化、輸出の拡大等、養殖業の成長産業化に向けた課題に対応した具体的な取組を進めていくこととされています。

また、ICTを活用した生産管理、省人化・省力化のための機器導入等といった養殖業者による成長産業化への取組の更なる推進や、環境負荷の低減が可能な大規模沖合養殖の促進を図っていくこととされています。

(3) 地域を支える漁村の活性化の推進

漁村の活性化を図るため、漁業実態に応じた漁港施設の再編整備を進めるとともに、拠点漁港等を核として、複数漁協間の広域合併や連携強化を進めることとされています。また、その際、海業（うみぎょう）などを行う漁協等と民間事業者間の連携により、漁業以外の産業の取り込みを推進するなど、漁村地域の所得向上に向けた具体的な取組を進めていくこととされています。

2. 令和5年度の水産金融施策

漁業経営に対する金融支援策としては、漁業関係制度資金や漁業信用保証保険制度の運用等において各種の措置を講じてきていますが、今回、上記1. でご説明しました水産施策の基本的な方針に即する形で、「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」（漁特法）に基づく「漁業経営改善制度」につ

いて、所要の見直しを行いました。

「漁業経営改善制度」は、平成14年の漁特法改正により創設された制度で、漁業経営の改善に関する計画（改善計画）を作成し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けた漁業者等に対し、必要な資金融通の円滑化等の支援措置を講じるものです。具体的には、当該認定を受けた漁業者等は、(株)日本政策金融公庫の漁業経営改善支援資金（設備資金及び長期運転資金）や民間金融機関（漁業協同組合等）の漁業経営改善促進資金（短期運転資金）の借入れが可能となる他、漁業信用保証保険の優遇措置（てん補率の引き上げ）、国の補助事業による利子助成（漁業経営改善支援資金及び漁業近代化資金の実質無利子化）及び保証料助成（漁業信用基金協会の債務保証を利用する場合の保証料を助成）の支援が受けられることになっています。「改善計画」に係る認定を受けるためには、農林水産大臣が定める「漁業経営の改善に関する指針」（改善指針）に照らし、適切な計画であることが必要となりますが、「改善指針」には、個々の漁業者等が実現しようとする具体的な経営の向上の目標に係る基準値が定められています。この基準値は、「改善指針」に規定されている「改善計画」の3つの類型毎に異なっていますが、3つの類型のうち、これまでの認定実績のほとんどを占める「一般型」においては、5年間の計画期間において、減価償却前利益等の伸び率「15%以上」の実現を目指すことが基本となっています。今回の見直しでは、「一般型」の「改善計画」

のうち、水産基本計画の方針に合致し、かつ、チャレンジ性が高いと認められる以下の①～⑥のいずれかの取組を行いつつ経営の改善を進めようとするものについては、減価償却前利益等の伸び率に係る基準値を「5%以上」とすることとしました（図参照）。

- ①新規事業の実施
- ②新たな技術・手法の導入
- ③新たな資源管理の実施
- ④環境に配慮した事業活動の実施
- ⑤新たな販売手法の導入・販路の開拓
- ⑥組織再編又は他の事業者との連携強化

この見直しの背景には、近年の厳しい経営環境を受け、減価償却前利益等の伸び率15%以上の実現を目指す「改善計画」の作成が実態として難しくなってきたという現状認識があるのですが、そのような中、特定の取組を行うものについて、目標に係る基準値を一定程度下げることにより、水産基本計画の方針に合致する取組が個々の漁業者ベースで実施されることを促す観点から措置したものです。

見直し後の制度は、令和5年4月1日から運用されています。基準値の見直しにより、従前と比較して「改善計画」が作成しやすくなるものと思われますので、経営の改善に取り組もうとされている漁業者等の皆様には、積極的に本制度をご活用いただきたいと考えているところです。なお、制度の詳細については、水産庁のウェブサイト（<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/kaizen/index.html>）をご参照いただければと思います。

【漁業経営改善制度の見直しについて】

○現状及び新たな水産基本計画に定められた水産施策の基本的な方針を踏まえ、漁業者に新たな分野へのチャレンジを促進できるような制度（改善指針）の見直しを行うこととする。

- ・海洋環境の変化も踏まえた新たな水産資源管理の着実な実施
- ・スマート水産技術の開発・現場実装等による漁船漁業の成長産業化
- ・ICT等を活用した生産性の向上、輸出の拡大等による養殖業の成長産業化
- ・海業の振興等による漁村の活性化の推進

等



具体的な見直し内容

「一般型」において、水産基本計画の方針に合致し、かつ、チャレンジ性が高いと認められる取組（下表）のいずれかを行いつつ経営改善を進めようとするものについては、計画期間（5年間）での減価償却前利益等の伸び率に係る基準値を5%以上とすることとする。

対象とする取組	具体的な取組例
新規事業の実施	海業への新規取組、他の漁業種類への着手・転換、多目的漁船の導入
新たな技術・手法の導入	スマート水産技術の導入、生産履歴のデジタル化
新たな資源管理の実施	TAC魚種の拡大/IQ管理の導入への対応
環境に配慮した事業活動の実施	人工種苗や配合飼料への転換、水産エコラベル認証の取得、海洋ごみの持ち帰り処分
新たな販売手法の導入・販路の開拓	輸出、ネット直販、販売先の分散化
組織再編又は他の事業者との連携強化	合併、事業譲渡、分社化、事業承継、作業の共同化、他事業者との連携

令和5年度 農業保険制度の運営について

政策担当者に聞く



農林水産省経営局保険監理官
土居下 充洋

1 はじめに

「基金 now」をご覧の皆様方におかれましては、平素より農業保険制度の運営にご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

農業保険（収入保険・農業共済）制度は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき、災害その他の不慮の事故などによって農業者が受けることのある損失や農業収入の減少に伴う影響を緩和する保険制度で、保険料や掛金に国庫補助をしています。

自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の拡大など予測のつかないさまざまなリスクが農業経営に影響を与える恐れがある中で、農業経営を安定的に継続していくために、災害対策の基本として、農業保険の加入により日頃から備えておくことが大切です。

次の項において、収入保険及び農業共済について、ご紹介させていただきます。

2 収入保険について

収入保険は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量の減少や市場価格の低下など農業者の経営努力では避けられないリスクによる収入減少を補償します。

青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象として、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に保険方式と積立方式により補償されます。

また、自然災害などによる収入の減少が見込まれ、保険期間中に資金が必要な場合には、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

事業の実施体制は、全国農業共済組合連合会で、地域の農業共済組合などが加入の受付を行っています。

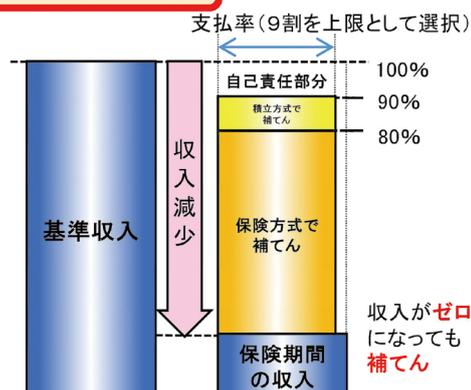
令和元年（平成31年）から制度を実施しておりますが、昨年12月に、農業保険法施行後4年を迎えた収入保険等の取組の方針に

ついて決定しました。

具体的には、甚大な気象災害の被災による影響を緩和する特例、青色申告1年分のみでの加入、保険のみで9割まで補償する新たなタイプの創設について令和6年から実施する

○図1

基本のタイプ



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

とともに、令和5年においても野菜価格安定制度との同時利用を延長いたしました。今後、

これらの方針の下で、具体的な準備を進めてまいります。

3 農業共済について

農業共済には、農作物共済、畑作物共済、果樹共済、家畜共済、園芸施設共済があり、自然災害による農作物の収量の減少のほか、家畜や農業用ハウスの損失などを補償します。

1 園芸施設共済について

近年、台風や大雪などの自然災害が頻発し、農業用ハウスの被害が多く発生しています。

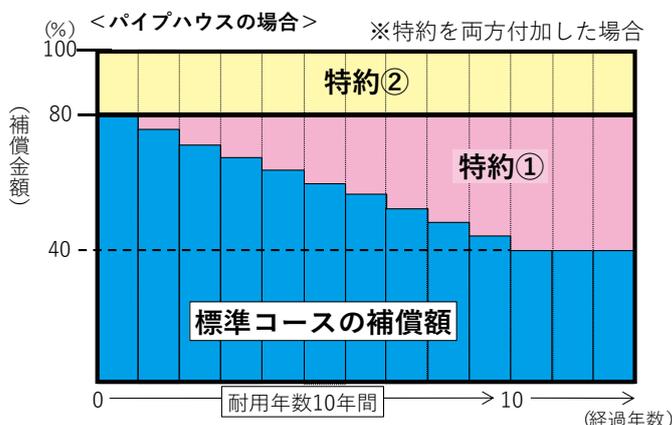
園芸施設共済では、農業者のニーズに対応し、補償の充実や掛金負担の軽減が可能となるよう制度を見直し、加入拡大に取り組んでいます。

具体的には、築年数に応じた資産価値の8割までの補償を基本としつつ、特約を付加すれば、古くなった農業用ハウス本体でも新築時の資産価値の最大10割まで補償できる(図2 特約①+②)ほか、1万円を超える小さな損害から共済金をお支払いできるようになりました。

また、小規模の被害や耐用年数を大幅に超過した施設の補償範囲からの除外、生産部会などの集団での加入やハウスの補強などにより、掛金負担を軽減することができます。

現在、農業共済団体と連携して強力に加入推進に取り組んでおり、令和3年度の園芸施設共済の加入率は69.9%(加入戸数ベース)となっています。引き続き、多数の施設園芸農家にご加入いただけるよう新規加入者の拡大に取り組んでまいります。

○図2



2 農作物共済などについて

農作物共済及び畑作物共済、果樹共済においては、令和4年度からは、損害査定が明確で高い補償を選択できる収入保険や農業共済の民間事業者への出荷データにより収穫量を把握する全相殺方式への加入を進めています。

なお、令和5年産から、確定申告の税務帳簿を用いることにより、すべての農業者が全相殺方式(帳簿全相殺減収方式)に加入できることについて、周知に取り組んでいます。

また、家畜共済においては、本年4月1日から適用する診療点数表の改定により、画像等による遠隔診療も家畜診療の対象としましたので、遠隔地や深夜対応など獣医師の往診が困難な場合でも診療が可能になりました。

4 おわりに

令和4年度も5月、6月の降ひょうや7月、8月の大雨、9月の台風14号及び15号、12月、1月の大雪など自然災害が発生しました。また、市場価格の低下や需要の変動などのリスクも懸念されるところです。

農業保険制度が、農業経営のセーフティネットとして十分に機能を発揮できるよう、自治体や関係機関の方々にもご協力をいただきながら、制度の周知や加入拡大に引き続き努めてまいります。

令和5年度における 漁業共済制度の運営について

政策担当者へ聞く



水産庁漁政部漁業保険管理官

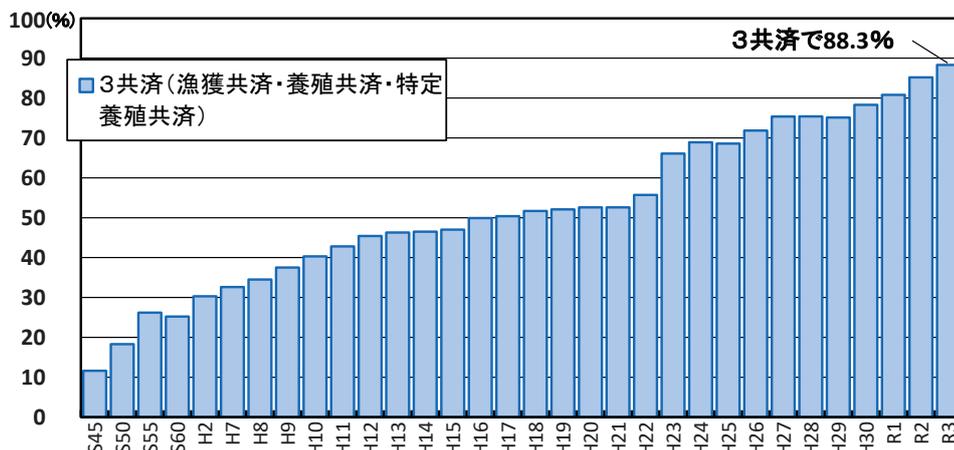
原口 大志

はじめに

本誌読者の皆様こんにちは。水産庁で漁業共済制度を担当しています漁業保険管理官の原口と申します。本誌読者の皆様をはじめ関係者の皆様には日頃から漁業共済制度の運営に様々な形で御理解と御支援をいただいていることに対し厚くお礼申し上げます。

おかげさまで漁業共済制度への加入は年々増加しており、令和4年3月末における加入率は生産金額ベースで88%に達しました(図1)。今後とも関係者の皆様の御支援、御協力を賜りながら、漁業共済制度が漁業者の万一の備えとなるよう尽力していきたいと考えています。

それでは近年の漁業共済制度をめぐる概況を踏まえながら令和5年度に向けた見通しの一端を御紹介したいと思います。



(図1) 3共済の加入率の推移 (海面生産金額ベース)

近年の漁業共済制度をめぐる概況と令和5年度に向けて

漁業は、自然を相手に水産資源の変動や前浜への魚群の来遊などに応じながら四季折々の水産動植物を漁獲したり養殖したりし、消費者の皆さんに新鮮でおいしい海の幸を届けることを生業としています。一方で、近年ではこれまでに経験したことのないような自然災害が頻発しており、自然相手の漁業はダイレクトに災害による様々な影響を受けてしまいます。

こうした自然災害による漁業経営への影響を少しでも緩和するため、漁業共済制度は漁業の再生産の確保と漁業経営の安定を図ることを目的に、昭和39年の漁業災害補償法の制定により創設されました。漁業共済制度の特徴は、漁業者の損害を国が直接救済するのではなく漁業者の相互扶助の精神に基づき保険の仕組

みを活用した共済事業となっています(表1)。

近年の漁業共済の支払実績は、スルメイカやサンマ等の不漁が恒常化し、加えてコロナ禍による影響により令和3年度過去最大の402億円(図2)となり、令和4年度は286億円と前年度より減少したものの依然として水準としては高い支払実績となっています。

こうした中、(独)農林漁業信用基金は、漁業収入が減少した漁業者への共済金の円滑な支払を維持するため、漁業共済団体に対して、共済金及び再共済金の支払財源となる資金の貸付を行う漁業災害補償関係業務を実施しています。漁業災害補償関係業務はいわば漁業共済制度全体のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることとなりますが、令和

(表1) 漁業共済の種類及び内容

漁獲共済	漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業を対象とし、不漁等を原因とする漁獲金額の減少(PQの減)による損失(操業経費相当分の一部)を補償 【収穫高保険方式、いわゆるPQ保険方式】
養殖共済	一部の魚類・貝類養殖業を対象とし、養殖水産動植物の死亡、流失等(Qの減)による損害(養殖経費相当分の一部)を補償 【物損保険方式】
特定養殖共済	のりやほたて貝等の特定の藻類・貝類等養殖業を対象とし、生産量減少、品質低下等を原因とする生産金額の減少(PQの減)による損失(養殖経費相当分の一部)を補償 【収穫高保険方式、いわゆるPQ保険方式】
漁業施設共済	養殖施設又は定置網等の漁具を対象とし、その供用中の損壊等による損害を補償 【物損保険方式】

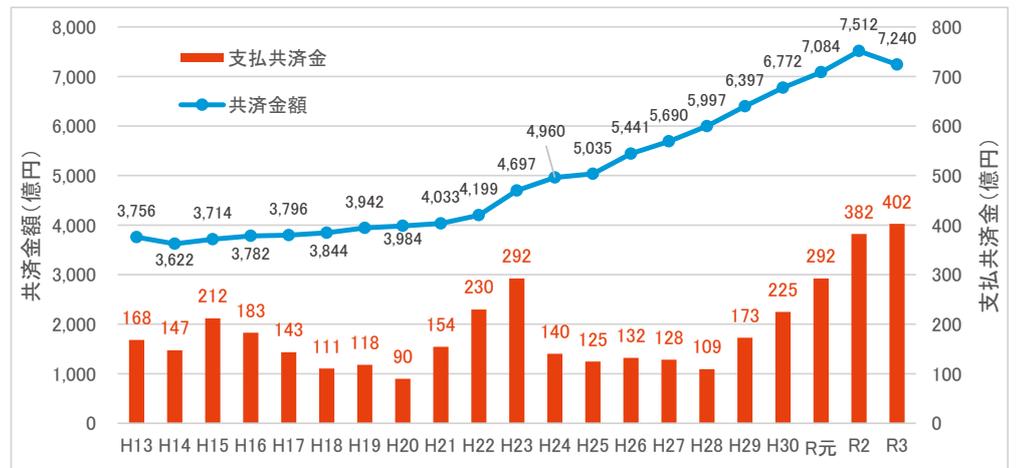
※「収穫高保険方式」…被共済者の契約期間中の生産金額(PQ)が、過去の生産実績等を基に定められる補償水準に達しない場合に、減収分を補償する保険方式
 ※「物損保険方式」…被共済者が損害を被った数量(Q)に、単位当たり共済価額を乗じて得た金額を補償する保険方式

2年度に当時としては6年ぶりにこのセーフティネットが発動され、漁業共済団体への貸付が発生しました。この漁業共済団体への貸付は、現在の不漁やコロナ禍の状況からしばらく続く見通しです。

一方で、漁業共済制度も持続可能な制度でなければ漁業者の万々のときに的確にお応えすることができないことから、漁業者の過度な負担とならないことを原則に漁業共済の基準共済掛金率等の改定を令和5年4月1日から実施しました。こうした漁業共済制度としての自助努力も重ねつつ、漁業者への共済金の円滑な支払を維持するためには

(独)農林漁業信用基金における漁業災害補償関係業務の果たす役割はますます重要です。

農林漁業信用基金においては、令和5年度から9年度までの第5期中期目標のもと新たな中期計画が策定され、本年度からは漁業災害補償関係業務も新計画に基づき展開されます。



(図2) 漁業共済の共済金額と支払共済金の推移 (平成13年度～令和3年度)

漁業共済制度と農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務はいわば車の両輪の関係となっていますので、その調和を図りながら令和5年度の漁業共済制度の運営を図っていきたいと考えています。

おわりに

我が国水産業を取り巻く状況は、世の中全体としては新型コロナウイルスの影響からは脱却しつつある中で、ウクライナ情勢などを起因とする燃油価格・資材等の物価高騰が継続し、さらには、引き続き主要魚種の不漁、赤潮等の発生、有明海でのノリの色落ち被害など、漁業経営にとっては相変わらず厳しい状況が続いています。このような状況に対処すべく、水産資源管理の着実な実施、漁船漁業の構造改革、輸出の促進による新たなマーケットの開拓等を通じて、若者にとって魅力ある水産業・漁村を確立するため、昨年3月に新たな水産基本計画が策定されました。また、同計画においては、漁業共済制度につい

て、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしていることが明記されており、今後、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて、事業収支の改善を図りつつ、持続的かつ安定的な制度運営を確保することとされています。引き続き、新たな水産基本計画で示された方針に従って、漁業者の皆様が安心して漁業を継続していただけるよう、事業の円滑な実施を確保しながら、併せて持続的かつ安定的な制度運営に向けて必要な検討を進めてまいりたいと考えております。

福島県農業信用基金協会

1. 福島県の紹介

福島県は、東北地方の一番南、東京からは概ね 200 km 圏内に位置しており、面積は 13,783.90km² で、全国では、北海道、岩手県について 3 番目の広さを持つ県です。

南北に連なる阿武隈高地と奥羽山脈を境に西から「会津」、「中通り」、「浜通り」に分けられる福島県は異なる気候風土のもと、3つの地域がそれぞれ魅力的な発展をしてきました。



「福島駅東口モニュメント」

NHK朝の連続ドラマ「エール」のモデルになった福島市出身の古関裕而先生が、夏の甲子園大会歌「栄冠は君に輝く」の他、早稲田大学の「紺碧の空」、読売巨人軍の「闘魂こめて」、阪神タイガースの

「六甲おろし」等の応援歌を作曲し、野球界に貢献したことが認められ、令和5年1月に野球殿堂入りしました。

また、全国規模で開催される唯一の鑑評会である全国新酒鑑評会では、福島県が金賞受賞数で9回連続日本一となっており、歳元自慢の日本酒を是非味わっていただきたいと思います。



2. 福島県の農業

大消費地である首都圏に比較的近く広大な耕地に恵まれた福島県では、それぞれの地域の条件を生かしてさまざまな作物が生産されています。そのうち最も割合が多いのは、コメで762億円、全国6位です。「コシヒカリ」や「ひとめぼれ」のほか、福島県のオリジナル品種である「天のつぶ」や「福、笑い。」などが栽培されています。



「福、笑い」

次いで野菜の480

億円で、涼しい気候を生かした夏秋キュウリでは全国1位の収穫量です。中通り地域を中心に県内全域で栽培されています。

また、代表的なフルーツである桃をはじめとした果実や花卉、畜産にあっても全国有数の生産量に位置付けられており、「ふくしまプライド」と銘打って県産品の魅力発信



「あかつき」

とブランド化の推進が展開されています。

果物では、初夏のサクランボからスタートして、「あかつき」を主力に全国トップクラスの出荷量を誇る夏の桃やなし、ブドウ、りんご、そして、本県が発祥でGI登録を受けている「伊達のはんぱ柿」が出荷終了となる春の雪解け頃まで、きれ目なく色んな果物が生産・出荷されます。

また、花卉では、宿根カスミソウやリンドウなどが全国の上位の生産量にあり、特に「昭和かすみ草」は夏秋期日本一を誇っており、雪室と呼ばれる雪を利用した予冷施設を活用することで高い品質が市場から評価されています。

3. 福島県農業信用基金協会の概要

当協会は、理事8名（常勤1名）、および監事3名の役員11名、職員は15名で2部（総務部・業務部）3課（総務課・審査課・管理課）体制で業務運営を行っております。



4. 福島県農業信用基金協会の活動

当協会は、変化する状況への適切な対応を図り、農業者等が必要とする資金需要に応え、被災農業者等の復旧・復興支援に引き続き取り組むなど信用補完制度機能を十分発揮し、もって本県農業の再生に寄与するため、3つの基本方針（①保証機能の充実強化②適正な代位弁済と求償権の回収強化③業務運営体制の整備と経営基盤の強化）に基づき、債務保証業務の遂行、経営の健全性維持に努めることとしています。

東日本大震災から12年経過し、ようやく農業資金の保証需要が増加してきましたが、保証全体では、住宅関連資金の保証残高が過半をしめており、農業保証の積極的引受を行うことで、本県農業の再生・復興に貢献してまいり

ます。

今後、令和6年2月からの保証審査システム稼働に伴い、小口生活資金などの保証についてもきめ細かなサービス提供に努め、協会の使命である信用補完制度機能を十分発揮していく所存です。



京都府農業信用基金協会

1. 京都府の紹介

京都府は、近畿の中央部に位置し、南北に長く、北は丹後半島や舞鶴湾で日本海に面し、南は山城盆地で大阪平野や奈良盆地に接しています。

地形は丹後山地・丹波高地・京都盆地・山城盆地などの山地・丘陵が多く、府の面積(4,612km²)の75%を占めています。

気候は、府のほぼ中央に横たわる丹波高地を境に、北部の「日本海型」(冬は曇天が多く、かなりの降雪がある)と南部の「内陸型」(夏と冬の寒暖差が大きい)に分かれます。

人口は約255万人で、56%(145万人)が京都市内に住んでいます。県庁所在地の人口集中度では全国1位で、京都市が経済・行政・文化の中心となっています。

京都府では、北から南までの豊かな自然や

長い歴史に磨かれた「本物」の強みを活かすため、北部を日本海の自然豊かな「海の京都」、中部を森や里山が広がる「森の京都」、南部を日本のお茶文化を支えてきた「お茶の京都」と名付けて、それぞれに特色のある地域振興が展開されています。

本年3月には、「文化庁」が京都に移転しました。京都府民は、明治以来初の中央省庁の移転、名実ともに「文化首都」となる画期的な出来事として、新しい京都の「顔」を歓迎しています。



2. 京都府の農業

京都府の農地は31,000haで、78%が水田です。山間地のきれいな水と気候に恵まれて作られたお米は、何度も「特A」を獲得しています。

転作地では昼と夜の温度差が大きい盆地を中心に、粒が大きく品質が優れた黒大豆・小豆が生産されています。

なお、収穫量が全国上位の農作物は、みず菜(全国3位)・かぶ(同4位)・小松菜(同9位)・茄子(同9位)などです。

また、お茶は800年前に明恵上人の勧めにより京都で栽培されたのが始まりで、京都は日本茶の「ふるさと」です。京都府で作られるお茶は「宇治茶」と呼ばれ、抹茶の原料となる「碾茶(てんちゃ)」、甘みのある「玉露」、さわやかな香りと渋みのある「煎茶」などが作られています。

<p>京の伝統野菜 37品目</p> <p>現存するもの (35品目) うち消費者向け出荷が少ないため、ブランド指定していないもの 22品目</p> <p>青味大根、桃山大根、壺大根、辛味大根、晴無大根、佐渡賀大根、佐波賀葉青、葉菜、松ヶ崎うきな蔦、大内蔦、舞鶴蔦、酸苺菜、京水芹、京ウド、ジュンサイ、京ミョウガ、もぎ茄子、聖護院胡瓜、桂瓜、田中トウガラシ、終野ササゲ、畑菜</p>	<p>京の伝統野菜に準じるもの 3品目</p> <p>鷹ヶ峯とうがらし</p>
<p>絶滅したもの (2品目)</p> <p>ごぼろ大根 東寺蔦</p>	<p>京のブランド産品 (31品目)</p> <p>みず菜(京みず菜) 壬生菜(京壬生菜) 九条ねぎ 京たけのこ 賀茂なす 伏見とうがらし 京山科なす 鹿ヶ谷かぼちゃ 堀川ごぼう 聖護院かぶ 聖護院だいこん くい</p> <p>花菜 万願寺とうがらし(万願寺甘とう)</p> <p>〈米〉1品目 〈林産物〉2品目 祝(酒米) 京丹波大黒本しめじ 〈果実〉2品目 丹波くり 京たんご梨 京たんごモロン</p> <p>〈野菜〉5品目 京都府産丹波大納言小豆 京都府産黒大豆 京夏すきん 紫すきん 新丹波黒</p> <p>〈水産物〉2品目 京の酒 丹波くじ(アハマダイ) 丹後とり貝 京こかぶ 金時になじん 京山科なす茶漬物</p> <p>やまのいも 京の漬物</p>
<p>京の伝統野菜以外のブランド認証品目 (16品目)</p>	

出所：京のふるさと産品協会 HP

ところで、京都府では、古い歴史を持つ野菜 37 品目を「京の伝統野菜」と名付けています。

さらに伝統野菜も含め、特に優れた品質

で環境に配慮して生産され、他の産地に対して優位性・独自性のある 31 品目を「京のブランド産品」に認定し、全国の市場・消費者に届けています。

3. 京都府農業信用基金協会の概要

当協会は、理事 9 名（うち常勤 1 名）及び監事 3 名、職員は 7 名で総務課・業務課（保証審査）管理課（代位弁済・回収）の 3 課体制で、業務運営を行っています。



4. 京都府農業信用基金協会の活動

農業資金については、地域農業や多様な農業の担い手を金融面から支える取組みとして、JAバンク京都が平成 27 年 4 月から開始した「農業・農業者応援プラン」（利子補給、保証料助成等）により、「農業経営資金」等の新規借入者やリピーターが増加しています。当協会も同応援プランに呼応し、融資機関と連携して積極的に農業者の資金需要にえています。

生活資金については、保証残高の約 7 割を占める住宅ローンで民間保証会社の攻勢を受け、新規保証引受シェア率が低下しています。

当協会では、シェアを挽回するため、事前審査・本審査の迅速化、ローン専任担当者との密接なコミュニケーション、審査書類の簡素化等に取り組んでいます。また、現在未導入である「保証審査システム」について、JAバンク京都の貸出システム更改に合わせ、令和 8 年 2 月に全国版システムを導入する予

定です。同システムの機能とこれまで培ってきた審査スキルを最大限に融合し、反転攻勢に向けて準備を重ねていきたいと考えています。

さて、コロナ禍も 4 年目に入り、季節性インフルエンザと同等の「5 類」に移行する等、ようやく転換点を迎えようとしています。しかし、この 3 年間で幅広い業種が、大小様々なダメージを内包していることから、それらの表出を食い止めつつ日常を取り戻すことが出来るのか、今後も予断を許さない状況が続くと思われます。

一方、10 年にわたる「異次元緩和」の金融政策が正常化に向かい、長期金利にどの様に波及するののかも気になるところです。

当協会では、現在の情勢と将来の課題を踏まえつつ、今後とも地域農業や地域住民を支える保証機関であり続けるよう取り組みを進めてまいります。

福岡県農業信用基金協会

1. 福岡県の紹介

福岡県は、九州の北部に位置し、九州と本州を結ぶ要衝となっており、北部は日本海（響灘・玄界灘）、東部は瀬戸内海（周防灘）、筑後地方は有明海に面しています。また、本県は朝鮮半島や中国大陸と極めて近い位置にあることから、古くからアジアの玄関口としての役割を担ってきました。日本最古の稲作遺跡と推定されている「板付遺跡」、金印が出土した「志賀島」、世界遺産に登録され神宿る島として一躍有名になった「宗像・沖ノ島」、万葉集が詠まれた「大宰府」など歴史は古く、また、日本の近代産業に大きく貢献した北九州工業地帯の始まりとされる八幡製鐵所は明治日本の産業革命遺産として世界遺産に登録されています。

福岡市、北九州市の二つの政令指定都市を持つ本県の人口は全国第9位の511万人（令和4年12月現在推定）となっており、都会でありながら豊かな自然に恵まれた風土から、多様な産業が営まれており、「世界で最も住みやすい都市」ランキング2022にもランクインするなど世界的にも高く評価されています。

本県では、日本三大祇園祭に数えられる「博多祇園山笠」をはじめ、地域に根付いた伝統的な祭りが開催されており、中でも毎年5月に開催される「博多どんたく」は全国各地からの観光客で賑わいます。



2. 福岡県の農業

福岡県の耕地面積は7万9700haで、うち水田が80%を占めています。県南部の肥沃な筑後平野は、日本屈指の穀倉地帯で、稲作のほか麦作や果樹、野菜、植木など、恵まれた自然環境のもとで多様な農業が営まれています。

本県の農業算出額は全国第16位（令和2年度）で、種苗・苗木等の産出が全国第1位であるほか、「あまおう」ブランドに代表される苺（第2位）、小麦（第2位）、菊（第3位）など上位5位以内に多品目が生産されています。

また、福岡県では、「元気つくし」（米）、「八女茶」、「とよみつひめ」（いちじく）、「ラーメン麦」（ラーメン用小麦）、「はかた地どり」、「博多和牛」、「秋王」（かき）などブランド化を推進するとともに県独自品種・新技術の開発や農林水産物の輸出拡大にも取り組んでいます。



あまおう

「あまい、まるい、おおきい、うまい」が特徴の福岡県で生まれた「あまおう」。一般的な高級いちごとして全国的にも人気あり、福岡県を代表する贈答品のひとつに挙げられています。



元気つくし

「元気つくし」は、「つくし早生」と「つくしろまん」を掛け合わせて開発された福岡県オリジナルの品種です。夏の暑さに強く、ツヤと程よい粘りが特徴。



八女茶

お茶は福岡県を代表する特産品のひとつで、八女地域を中心に栽培されています。八女茶は煎茶、玉露ともに香り豊かで味は濃厚、まろやかでコクがある高級茶として国内外に流通しています。

しかし、農林水産業及び農産漁村を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化の進行、頻発する気象災害、コロナ禍による生活様式の変化、ウクライナ情勢の長期化に起因する物価高騰及び食料安全保障の危機など厳しい状況に直面しています。

このため、本県では、「稼げる農林水産業の実現、食と暮らしを支える農産漁村づくり」を目標に掲げ、消費者ニーズに対応した生産力やブランド力の強化や次代を担う人材の育成等に取り組んでいます。

3. 福岡県農業信用基金協会の概要

当協会は、役員13名（理事10名、監事3名）うち常勤役員1名、職員27名（うち信連出向者1名）で、総務部・業務部・ローン審査部の3部体制で業務運営を行っています。



4. 福岡県農業信用基金協会の活動

当協会では、保証審査における事務効率化・競争力強化を図るため他県と共同開発した自動審査システム及びWeb申込システムなど様々な審査ツールを利用して保証残高を伸ばしてきました。

また、県や系統組織と連携しながら、合同研修会や融資機関別研修会等を開催し、保証保険制度の啓発や保証利用率の向上への取り組みを行っています。

しかし、近年は、新型コロナウイルスの影響の長期化、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰の影響及びJAにおける保証機関の選択による獲得競争の激化により、新規保証も鈍化傾向にあり、保証残高の維持に努めている状況です。

こうした中、新規保証伸長による保証残高の伸長に向けて、JA融資担当者向けの研修会や保証料率の低減、書類の簡素化などJAの要望に応えるべく取り組んでいます。貸出システムや保証審査システムの全国統一化への移行が進む中、移行前に劣後しない審査体制を維持する等の課題に取り組む必要があります。

令和5年度以降も農業者等を取り巻く環境は、依然厳しい状況にありますが、当協会は様々な課題に対応し、信頼できる保証機関になるべく、関係機関と連携を密にして農業者等の信用補完の役割を十分発揮できるよう努めてまいります。



ラーメン

福岡県は全国第2位の小麦の産地。また、福岡県は、全国有数のラーメン処として全国的に知られています。「ラーメン」は県産小麦を使用したラーメン用小麦で、コシが強く、ゆで伸びしにくく博多ラーメンの細麺にマッチ。



とよみつひめ

福岡県は全国第2位の栽培面積を誇るいちじくの産地。とよみつひめは、福岡県が開発したオリジナルのいちじくです。とても甘く食感がなめらかなところが特徴。

福井県の森林・林業・木材産業の現状と取組について

福井県 農林水産部 県産材活用課長 福島行我



1. 福井県の森林・林業・木材産業の現状

福井県は、県土面積の75%に当たる31.2万haを森林が占めており、うち民有林の人工林面積は11.8万ha、人工林率は43%となっています。民有林の人工林の樹種は、スギが総面積の87%を占めており、ヒノキは6%に限られています。

県産材の供給量は、木質バイオマス発電施設が平成28年に稼働してC材の安定的な需要が創出されたことなどから増加（H26：13.6→R3年度：22.5万m³）しています。一方、

A材の需要先となる製材工場は、一工場当たりの出荷量が全国平均の6分の1と小規模零細であり、B材は大きな需要先が県内にない状況です。

このような現状と課題を踏まえ、県では令和2年3月に「ふくい森林・林業基本計画」を策定し、「育てる林業から、儲ける林業・稼げる林業に」を基本理念としてプロジェクトを進めています。

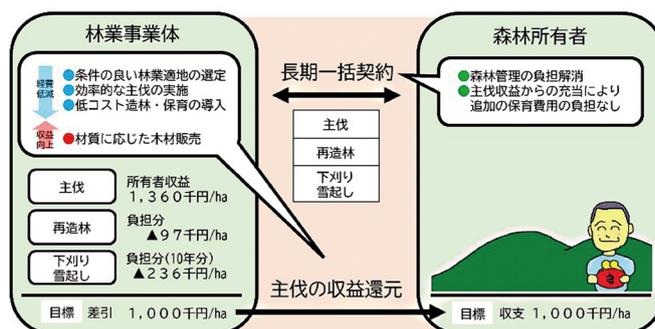
2. 森を活かすプロジェクト（県産材の供給）

林業事業者の利益と森林所有者の所得を増やすために鍵を握るのは、本県で今後本格的に進む主伐であり、特に生産性の向上が必要と考えています。

このため、第一に、林業適地をゾーニングすることとしています。傾斜が緩く林道に近いなど条件の良い場所では、自ずと主伐の生産性も高まります。現在、航空レーザー計測等のデータを活用しながら検討を進めているところです。第二に、生産性の高い主伐の方法を普及したいと考えています。昨年度から開始した「ふくい型林業経営モデル構築事業」では、実証地を設定して作業工程等を分析し、生産性の向上を妨げるボトルネックを把握しています。今年度は、実証地を拡大して、土場やトラック道の改良といった物理的なボトルネックの解消とその効果等を検証できればと考えています。第三に、林業のDX

の推進です。具体的には、森林クラウドシステムの導入による森林のデジタルデータの共有化や、林業事業者に対する工程管理のためのアプリの導入支援等を始めました。これらの取組を進めながら、主伐においては平均で、木材販売額1万円/m³、木材生産経費（運搬込み）7千円/m³、所有者の収益3千円/m³を実現したいと考えています。

ふくい型林業経営モデル



また、主伐の促進に伴い、全国で3割の実施にとどまる再生林の確保も課題となります。このため、条件の良い人工林における効率的な主伐の実施に合わせて、森林所有者と林業事業者との間で、主伐、再生林、保育の実施や主伐の収益の一部を再生林等の

経費に充当することなどを内容とした10年程度の一括契約を締結する「ふくい型林業経営モデル」の構築を目指すことにしました。昨年度は、上記実証事業にて契約書のひな型を示しました。

3. 木を活かすプロジェクト（県産材の活用・需要）

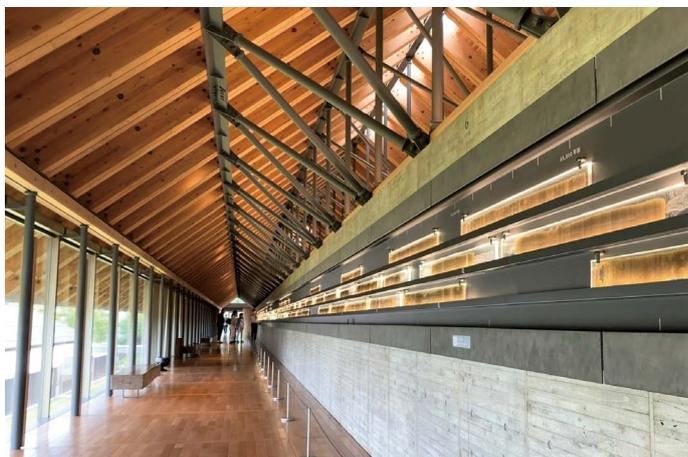
本県では、「ふくいの木利用室」を設置して、県内の木材産業等と連携しながら様々な施策を進めています。

民間施設での県産材の活用については、令和3年度、県内企業の新たな木材利用に関する取組「ウッドチャレンジ」を進めるため、県経済団体連合会と県との間で「ふくい県産材利用促進に関する協定」を締結した上で、昨年度、企業のニーズに対応した木造建築、木質空間の提案等を行うため、県建築士事務所協会や県インテリアコーディネーター協会などとの連携の下「ふくいウッドチャレンジ推進ネットワーク」を立ち上げました。加えて、中大規模建築物への県産材利用を促進するため、建築士等に対して木構造設計の提案、助言を行う木造設計集団「FUKUIホルツアーキテクト」が結成されました。これは、令和2年度から3年間実

施した中大規模木造の構造設計に関する育成講座が実を結んだものです。

また、公共施設に関しては、県の公共建築物の新築等に当たり、県庁内の連絡会にて、施設の木造化、内外装木質化や、建築工事と木材調達との分離発注に関する協議を行うなどの体制が整備されています。特に、材工分離発注は、令和3年度から本格導入したもので、実務上のノウハウを蓄積しているところです。

さらに、A材需要の拡大に向けては、製材所やプレカット事業者に対する施設整備への支援に加え、中小の製材所が水平連携して人工乾燥を行うなど県産材の安定供給のための取組が実を結んできています。B材需要の拡大に向けては、大規模工場の誘致を基本計画に掲げており、働きかけを進めているところです。



県産材が活用された県立施設 左：福井県年稿博物館 右：福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館

全国漁業信用基金協会 北海道支所

1. 北海道の紹介

北海道は四方を海に囲まれ、雄大かつ変化に富む山岳、広大な湿原、美しい景観の天然湖沼などにより形成されています。

面積は 83,424km²（令和3年4月1日現在）で国土の約 22.1%を占めています。

都道府県の中では最も広く、東京都の 39.6

倍、オーストリア1国の面積に匹敵します。山地は全体のほぼ半分を占めますが、全国と比較すると山地や傾斜地が少なく、なだらかな土地が多いのが特徴です。



2. 北海道の水産業

北海道は、日本海、太平洋、オホーツク海とそれぞれ特性の異なる3つの海に囲まれ、全国の 12.6%にあたる 4,442kmの海岸線を有しています。周辺海域は、北方に広く展開する大陸棚と、日本海の武蔵堆などの堆を擁しているなど、海底地形は起伏に富んでいるほか、道東太平洋沖では黒潮から分かれて北上する暖流と栄養塩に富んだ親潮（寒流）が交錯して潮目がつくられるなど、総じて好漁場となっています。また、豊かな恵みの場である広大な漁場を背景として、漁業や水産加工業を中心とした、水産都市や漁村が海岸線に沿って形成されています。

令和2年の海面漁業・養殖業（属地統計）の生産は、120万2,000トン、2,027億円で、量・額ともに都道府県別第1位の生産規模となっており、特に主要魚種であるホタテガイ、スケトウダラ、ホッケ、サケ、サンマ、コンブは北海道産の占める割合が高く、都道府県別第1位の生産となっています。

魚種別生産量とその構成比をみると、ホタテガイが42万トンで最も多く、全生産量の35%を占めています。これにイワシ、スケトウダラ、コンブ、サケが続き、上位5魚種で全生産量の7割以上を占めています。

また、魚種別生産額とその構成比をみると、ホタテガイが503億円で最も多く、全生産額の4分の1を占めています。これにサケ、コ

ンブ、タコ、スケトウダラが続き、上位5魚種で全生産額の6割以上を占めています。

特に、栽培漁業に取り組んでいるホタテガイ、サケ、コンブの3魚種は、全生産量の4割強、全生産額の5割強と大きなウエイトを占めています。

漁協数は、令和3年3月末現在で85漁協（内水面漁協を含む）となっており、そのうち68漁協が信用事業を実施しています。道内漁協の信用事業は、組合員などから受け入れた貯金を北海道信用漁業協同組合連合会に預け入れし、組合員などに対する貸付金は、漁協が信漁連からの借り入れにより調達する「再預け・転貸方式」により行われています。

【北海道の魚種別生産量（令和2年属地）】

主要魚種	生産量	割合
ホタテガイ	42.0万トン	35%
イワシ	23.6万トン	20%
スケトウダラ	15.4万トン	13%
コンブ	6.4万トン	5%
サケ	5.1万トン	4%
⋮	⋮	⋮
総計	120.2万トン	100%

資料：北海道水産林務部「北海道水産現勢」

【北海道の魚種別生産額（令和2年属地）】

主要魚種	生産額	割合
ホタテガイ	503億円	25%
サケ	364億円	18%
コンブ	212億円	10%
タコ	99億円	5%
スケトウダラ	80億円	4%
⋮	⋮	⋮
総計	2,027億円	100%

資料：北海道水産林務部「北海道水産現勢」



〔こんぶ漁業〕



〔さけ定置網漁業〕



〔ほたてがい漁業〕



〔さんま棒受網漁業〕



写真提供：『「北海道の漁業図鑑」
（北海道水産業改良普及職員協議会）』ほか

3. 北海道支所の概要

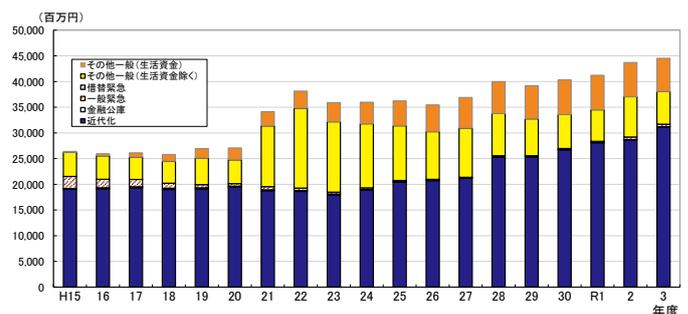
- 住 所：札幌市中央区北3条西7丁目1
（第二水産ビル5階）
- 担 当 理 事：萬屋 昭洋（羅白漁業協同組合代表理事組合長）
- 担 当 監 事：河内山 勉（常勤）
- 会 員 数：216 会員（令和4年3月末）
- 出資金残高：6,534 百万円（同）
- 保 証 残 高：44,531 百万円（同）
- 職 員 数：11 名

4. 北海道支所の取組み

平成21年の漁業緊急保証対策事業や同28年の漁船リース事業を契機に、近年の保証残高は大きく伸長しておりますが、将来的には、アフターリースの漁業資金需要減少を見据え、令和5年度からは保証対象範囲を拡大して生活資金の需要を喚起して参ります。

また、コロナ出口対策については、行政や関係機関との連携を図りながら慎重に取り進めることで、引き続き漁業者の支援に努めて参ります。

北海道支所 保証残高の推移



全国漁業信用基金協会 沖縄支所

1. 沖縄県の紹介

沖縄県は日本の西南端に位置し、日本で唯一亜熱帯地域に属しており、年平均気温が23.1℃と1年を通して温暖な気候に恵まれております。

南北約400km、東西約1,000km（およそ東京から九州までの距離）に及ぶ広大な海域に点在する島々で構成されております。

面積は約2,281km²で全国では44番目、人口は1,468,634人で全国では25番目となっております。

沖縄県は1879年に日本の一県となりました



が、それまでは琉球王国という1つの国として、日本をはじめ中国や東南アジア諸国との外交・貿易を通して海洋王国として発展してきたという歴史があります。

残念ながら、琉球王国の象徴である首里城は2019年の火災により焼失しましたが、多くの方々の支援を受け、2026年の再建に向け取り組んでいるところです。



2. 沖縄県の水産業

沖縄県の海岸線総延長は約2,037kmで全国4位となっており、沿岸域はサンゴ礁の発達により浅瀬が広がっております。

養殖業は、モズク、ヒトエグサ（アーサ）、クルマエビ、海ぶどうの養殖が盛んです。沖縄県産のモズクは全国シェア99%、クルマエビは33%と、どちらも全国1位の生産量となっております。

漁船漁業においては、マグロ延縄漁業、ソデイカ旗流漁業、曳縄漁業、一本釣漁業、パヤオ漁業、刺網漁業、またサンゴ礁等の浅瀬では潜水器漁業、矛突漁業等が行われており、他県とは異なる多様な漁業が営まれております。

魚種別生産量ではマグロ類が全体の67%、イカ類13%、カジキ類4%となっており、マグロ類はクロマグロ（本マグロ）、メバチマグロ、キハダマグロ、ビンナガマグロの4種類で、全国7位と日本有数の漁獲量を誇っ



ております。また、近海にマグロの好漁場があることから、冷凍せず生のまま出荷され、全国的にも有数の生鮮マグロの産地でもあります。

イカ類については、主にソデイカ、トビイカ、アオリイカの3種類で、特に12月から5月にかけてのソデイカ旗流漁業が盛んです。しかし、近年では漁場の遠方化等の問題が



発生しており、資源管理型漁業への転換が課題となっております。

沖縄県の魚でイメージされるカラフルな魚のブダイ類、ハタ類、フエダイ類等は、一本釣漁業、刺網漁業、矛突漁業等により漁獲しております。なかでもハマダイ、スジアラ、シロクラベラは沖縄の三大高級魚とされ、見た目とは裏腹に非常においしい魚です。



3. 沖縄支所の概要（令和4年12月末現在）

- 住 所：那覇市前島3丁目25-39
水産会館3階
- 担 当 理 事：新里 勝也
- 担 当 監 事：山入端 孝雄
- 会 員 数：91 会員
- 出資金残高：952 百万円
- 保 証 残 高：4,067 百万円
- 職 員 数：5 名（内 臨時職員 1 名）



4. 沖縄支所の取組

沖縄県の水産業を取り巻く環境は、漁業者の高齢化、担い手不足、水産資源の減少等の課題を抱えております。

近年では、新型コロナウイルス感染症の影響で観光客が激減し、消費の低迷による魚価の下落等の問題が発生しております。また、海底火山噴火に伴う軽石漂着により、出漁見合わせやエンジントラブル等が発生。更に、円安やロシアのウクライナ侵攻等に伴う燃料費高騰も重なり、非常に厳しい状況が

続いております。

当支所といたしましては、国や県の金融施策を活用するとともに、系統金融機関と連携し、引き続き中小漁業者等が必要とする資金に対し、保証機関としての責任を果たしてまいります。

また、本所・他支所とも連携し、業務の効率化に努め、期中管理、求償権管理等を適切に行ってまいります。

山形県農業共済組合 (NOSAI山形)

1. 山形県の紹介

山形県は、東北地方の日本海側に位置し、全国生産量の7割を占める「さくらんぼ」と



鮮やかな四季で知られています。蔵王、月山、鳥海、吾妻、飯豊、朝日など、日本百名山に数えられる秀麗な山々に囲まれ、県内の最大河川である最上川が、県南部を源流とし置賜盆地から村山盆地、最上盆地へと北上して周辺の農地を潤した後、庄内平野を經由して日本海に注ぐ、美しい自然に恵まれた地域です。山形県を地図で見ると、人の顔の形をしていると言われています。県内は村山、最上、置賜、庄内の4つの地域からなり、それぞれにおいて気候や文化面で違いがあり、異なる特色を有しています。

2. 山形県の農林水産業

村山地域は、水稲と他品目を組み合わせた複合経営農家が多く、寒暖の差が大きい内陸型盆地気候の条件を活かし、高品質な果実（さくらんぼ、西洋なし、りんご、ぶどう、ももなど）の生産が行われています。令和5年には期待の超大玉さくらんぼ「やまがた紅王（べにおう）」の本格販売が予定されています。ほかにも、花き、スイカ、畜産（主に肉用牛）など生産は多品目に及び、野菜では、平成30年4月に「山形セルリー」が地理的表示保護制度（GI）に登録されるなど産地強化が図られています。



きれいに色づいた「さくらんぼ」

最上地域は、稲作単作農家の割合が高く、次いで水稲と畜産を取り入れた複合経営の農家が続きます。近

年は、園芸施設を導入した花きや野菜（アスパラガス、にら、ねぎ、トマト）の栽培も盛んに行われています。

置賜地域は、村山地域と気象条件が同じことから、農業形態も似通っています。果実では、ぶどう栽培が特に盛んで「デラウェア」は日本一の産地となっています。畜産では、乳用牛の飼養が県全体の60%を占める主要産地となっていますが、肉用牛では、GI登録された全国トップブランド「米沢牛」の産地でもあります。

庄内地域は、本県のブランド米「つや姫」と「雪若丸」の発祥の地で、県内水稲作付面積の約4割を占めています。野菜では、露地メロン（庄内砂丘メロン）、えだまめ（だだちゃ豆）、畜産では養豚（庄内豚）、果実ではかき、和なしが主力となっています。

3. 山形県農業共済組合（NOSA I 山形）の概要

- 所在地：山形県天童市小関 1333 番地
- 電話番号：023-656-8988（代表）
- 理事：15名
- 監事：3名
- 職員数：308名（2021年3月末現在）



NOSA I 山形本所

4. 山形県農業共済組合（NOSA I 山形）の活動

平成29年に県内3つ農業共済組合と県連合会が1つとなり、支所機能を備えた本所と2支所、1出張所並びに4家畜診療所及び家畜診療研修所体制で運営しております。

コロナ禍が続く中であっても全国的に大きな自然災害が続発し、農業資材等が高騰するなど農家経営を取り巻く情勢は厳しく常に変化しているのが現状です。組合では日夜、農業共済と収入保険の必要性を農業者へ説明し無保険者を無くすよう、訪問活動を行っております。



制度説明を行う職員

そのほか、令和4年度は「農業女子サポート課」を新設し県内の女性農業者と積極的に連携を図りながら、農業経営の安定化に向けた取り組みや農業保険制度に対する理解を深めていただけるように活動を行っています。また令和4年10月には「やまがた農業女子ネットワーク（通称あぐっと）」が主催する「あぐっとマルシェ」の会場として組合本所



（天童市）を提供しました。当日は県内各地より約1,800名の来場をいただくほどの大盛況となり、当組合としても広く県民にNOSA IをPRする機会を得ることができました。今後も女性農業者同士の交流や働きやすい環境づくりの支援を行うとともに、農業保険への理解を深めていただくよう努めてまいります。そのほか置賜、庄内支所においては合併以前よりNOSA I座談会を開催し、令和4年度も新型コロナウイルスの感染防止対策を行った上で260集落にて実施したところです。今後とも農業者との意見交換の機会を積極的に設け、農業者の経営発展に尽くしてまいります。



R4.10.10に開催された「あぐっとマルシェ」の様子

和歌山県農業共済組合(NOSAIわかやま)

1. 和歌山県の紹介

和歌山県は紀伊半島の南西に位置し、南は日本で一番北にあるサンゴ群落のある本州最南端の串本町から、北は徳川御三家の一つ紀州藩の居城「和歌山城」のある和歌

山市と南北に長い県です。そのため、南は太平洋側気候に属し、黒潮の影響で真冬でも霜の降らない無霜地帯もあれば、北は瀬戸内海式気候で雨の少ない日照時間の長い気候と南と北では気候が異なります。

和歌山といえばどんなイメージをお持ちでしょうか。日本一パンダの多い県？それとも世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」でしょうか。その他にも熱海温泉、別府温泉と並んで日本三大温泉と呼ばれた「白浜温泉」。日本三美人湯の一つである「龍神温泉」。真言宗総本山の金剛峯寺のある高野山と観光資源に恵まれ、大阪からは高速道路で直結。東京からも羽田空港から南紀白浜空港までは1時間弱と短時間で往けることから観光地としても注目されています。



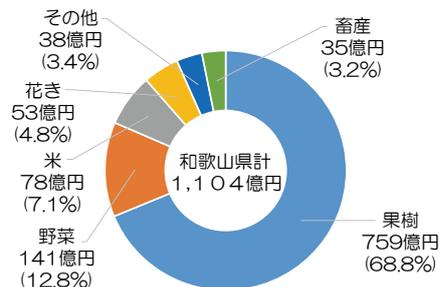
2. 和歌山県の農業

和歌山県の農業生産額は1,104億円（令和2年）で全国29位となっており、全国的に見れば多い方ではありません。しかし生産額の69%の749億円が果樹で、ミカン、ウメ、カキ、ハッサク、セミノール、サンショウ、イチジク、ジャバラが出荷量第1位。その他にモモ、スモモ、キウイフルーツ、ビワも上位で、果樹王国と言われています。ウメは全国の収穫量

の6割以上が和歌山県産です。

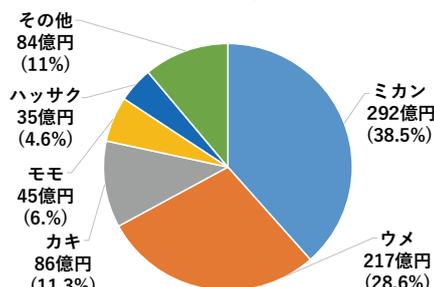
また施設での野菜や花き栽培も盛んで、エンドウ豆、トマト、レタス等多様な作物が作付けされています。県中部ではスターチス、カスミ草、スプレーギク、ガーベラなどの切り花が多く、スターチスは作付面積、出荷量ともに日本一。切り花の作付面積は62,600aで日本第4位（令和元年）となっています。

和歌山県の農業産出額（令和2年）



出典：農林水産省「生産所得統計」

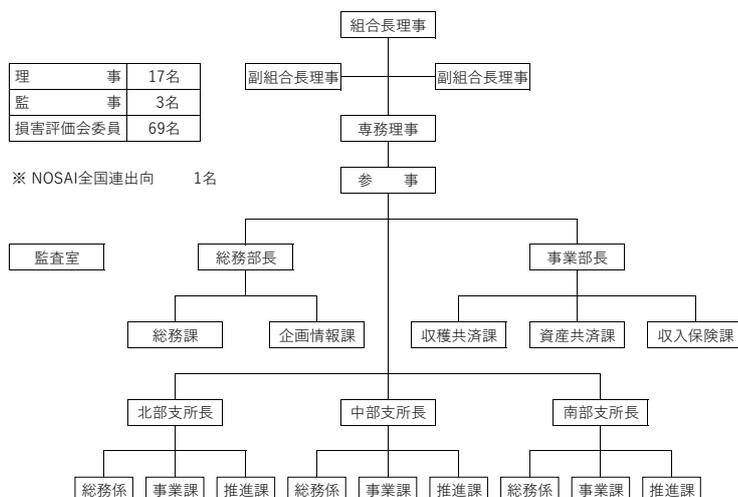
果樹の産出額（令和2年）



出典：農林水産省「生産所得統計」

3. 和歌山県農業共済組合の概要

- 所在地：和歌山市美園町5-1-1
和歌山県 JA ビル5階
- 電話番号：073-436-0771（代表）
- 理事：17名
- 監事：3名
- 職員数：75名（臨時職員含む）
（2023年4月1日現在）



4. 和歌山県農業共済組合（NOSAIわかやま）の活動

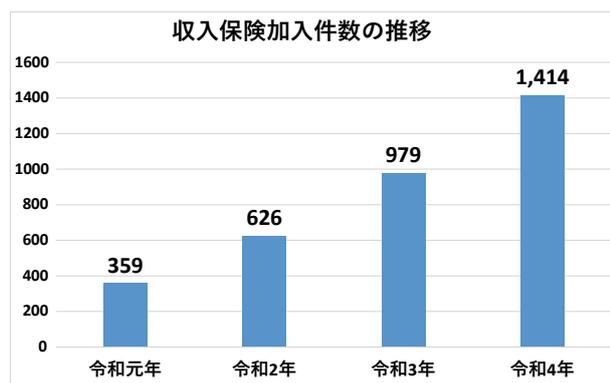
当組合で実施している農業保険制度は「農業共済制度」と「収入保険制度」で、どちらも国の制度です。前者は自然災害による損失を補てんする制度で、後者は、農家の青色申告を基に収入減少を補てんするもので、品目に関係なく、自然災害以外の減収も対象となる今一番ホットな政策保険です。

当組合は平成29年4月に県内3組合が合併し、和歌山県農業共済組合が発足しました。発足当初は本所と3支所、4出張所でしたが、経営のスリム化を図るため平成30年度から支所・出張所の統廃合を進め、現在は本所と3支所の体制としております。

また職員数も減少したので、マンパワーが

足りなくなったときには、本支所間を柔軟に応援する体制を整えています。

組織体制においては、共済事業を行う事業課と、収入保険・園芸施設共済等の引受拡大を中心としたフロント業務に特化した推進課を設置しています。令和3年度引受実績は、農作物共済、3,997ha（共済金額25億7千万円）、家畜共済3,488頭（共済金額5億5千万円）、果樹共済は4,014ha（共済金額105億円）、園芸施設共済5,574棟（共済金額126億2千万円）。収入保険は1,414経営体の加入となっており、今後更なる加入拡大に向け県・市・町の協力を得ながら役職員一丸となって取り組んでいるところです。



Instagram
https://www.instagram.com/nosai_wk/



Facebook
https://www.facebook.com/nosai_wk

山林経営者の憂鬱と矜持

株式会社 T-FORESTRY

代表取締役 辻村百樹

(農林漁業信用基金運営委員会委員 (林業信用保証業務))

私は神奈川県と山梨県で山林経営をしておりますが、ルーツは江戸時代に小田原藩より商家であった先祖に下賜された藩有林であり、その後山梨に経営を広げました。従って明治維新から令和に至る我が国の木材産業の栄華盛衰のすべてを、山側として経験しています。その歴史を私から俯瞰すると、山林経営と現実経済の時間軸の違いに翻弄された姿が見えて来ます。

古代より自然の動植物が人間の生活を支え、衣食住の素材の多くは里山を中心に自然林や草原から得て来ました。ところが江戸時代以降の人口の急増や都市集中化が日本の森林を大きく変化させました。旺盛な需要から自然林は枯渇し、人の手による植林が始まり循環型林業が勃興しました。天変地異や争乱もある意味では木材産業を発展させました。一方で大震災や空襲による大火災が、日本の木質文化を一変させ、第二次大戦以降は国土不燃化政策と復興期の木材資源不足による輸入木材自由化が相乗して、結果として今日の国産木材不況に陥りました。ただ、ここで注意すべきはこの変化が200年の歴史でしかない事です。樹木の世界では200年は1本の樹齢に過ぎません。人の社会と樹木循環の時間軸の違いを認識しないと、林業の方向性を見誤る

恐れがあります。つまり林業、なかでも山林経営は現実社会と木の育つ時間軸の差を取り込まなければならず、眼前の社会や経済の動きは自然界の中では一瞬に過ぎず、そこでの一喜一憂による判断は馴染みません。所謂マーケティングの概念や即断即決が通じ難い世界なのです。



他方、社会や経済の動きは自然の摂理とは無関係に急速に変化し国際化を遂げており、林業界も変化に呼応してゆかなければ産業が成り立ちません。山林経営における自然と社会変化の時間軸の差は、新たな発想による多角的見地で素材生産の構造変化を補い、変革しなければ持続が不可能となります。そのためには資本や人材の増強と共に、新たな森林経営体の参入も図らねばならないと考えます。ただ現実を観ていると、新たな資本や参入者が森林の時間軸や特性をきちんと理解しているかは疑問無しとしません。戦後の社会構造変化により国産木材需要が減り、森林蓄積量は増加を続けています。この資源の活用が重要課題なのは言うまでも無い事ですが、過去を知り未来を見通す意識と慧眼を持つ事の重要性を強く感じています。今在る森林は過去の歴史の産物であり、人が手を加えた森林は将来に亘って人が関与する責務を負わなければ、荒廃した山という負の遺産を次世代に残してしまいます。

持続可能な林業は川上から川下までそれぞれが適切な資本を得て、循環して行かねばなりません。そのためにはそれぞれの担い手が100年単位の時間軸を理解して、ビジネスを組み立てる事が重要です。その過程で資金或いは人材を如何に適切に流動させるかが問われています。

山林経営者の憂鬱は、先人が植えて育てた資産が次世代に繋がる資本にならない現実に直面している事です。しかし同時に歴史を背負

い国土の一翼を担う者としての矜持も常に持ち続けています。憂鬱を打破して矜持の強化へ変化させなければならない山林経営にも、輸出拡大やカーボンオフセット等の環境貢献といった新たなビジネスチャンスが生まれています。歴史を踏まえた時間軸の中で、時代の変化を敏感に取り込むという林業の特殊環境では、金融行政においても新発想の施策を望みたいと思います。今起きている窮地を救う短期施策、歴史を踏まえて生命を繋ぐ樹木の特性をも考慮した中期施策、マーケティングとは概念を替えた100年単位の長期施策、それぞれの異なる視点を網羅し地域特性も十分に加味した政策が、真の持続可能な森林国土を創り上げると信じています。

辻村 百樹 (つじむら ももき)



1956年生まれ
辻村農園・山林代表
㈱T-FORESTRY代表取締役
日本林業経営者協会副会長
神奈川県林業経営者協会会長
小田原市環境志民ネットワーク
会長
農林漁業信用基金運営委員会
委員 (林業信用保証業務)

1979年いすゞ自動車㈱入社 商品企画、宣伝、広報、アメリカ駐在等を歴任。

2007年神奈川県と山梨県で江戸時代から続く山林・農園を継承(八代目)。

2010年㈱T-FORESTRYを創設し山林経営と共にメガソーラー発電所やフォレストアドベンチャー・フォレストバイクなどの多目的森林活用を展開。

農林産物生産・エネルギー創出・生態系保全・余暇提供など、里山としての役割を最適バランスさせた、先人の想いと未来を繋ぐ数百年単位の永続的な美しい森創りを推進している。

食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について

農林水産省において行っている食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について、全4回のシリーズとして農林水産省大臣官房政策課より御寄稿いただきます。第2回目は、本法律成立以降の情勢変化（農業・農村・多面的機能の各分野）について取り上げていただきましたので、御紹介します。

農林水産省大臣官房政策課
企画官

加藤 史彬



1. はじめに

前回の「政策の窓」においては、食料・農業・農村基本法（以下「現行基本法」）制定の背景と、現行基本法成立以降の情勢変化のうち食料分野について取り上げました。今回は、現行基本法の4つの理念の残りの分野である農業・農村・多面的機能の情勢変化について、基本法検証部会で取り上げた主なトピックを御紹介します。

2. 現行基本法制定以降の情勢変化（農業・農村・多面的機能）

(1) 人口減少下における担い手の確保

人口減少下において農業者が急減しています。基幹的農業従事者は、2000年の240万人から2022年には123万人と約20年で半減し、うち60歳未満は25.2万人であることから、20年後にはさらなる減少が予想されます。

このような中、離農する経営体の農地の受け手は、大規模層、またその多くが農業法人であり（資料1）、経営耕地面積に占める法人その他団体経営体の割合も、2005年の8.2%から2020年には23.4%と上昇しています。一方で、農業法人の経営指標を見ると、他産業と比べ、損益分岐点比率が高い、自己資本比率が低いなど、法人としての経営基盤が弱く、これを強化していくことが課題となっています。

(2) 需要に応じた生産

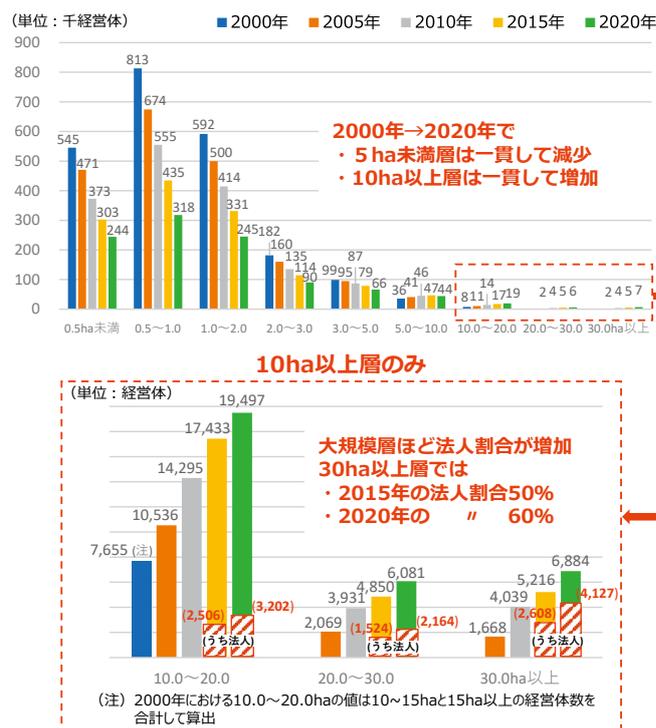
旧農業基本法は、需要が停滞してくる穀類全体から、畜産物や果実等に生産を転換していく「農業生産の選択的拡大」を政策課題に

掲げていましたが、所得確保に配慮した価格政策が併せて行われた結果、需給のミスマッチを招く等の課題が生じていました。その反省から、現行基本法では、価格政策を見直し、農産物の価格を市場に委ねることによって、需要に応じた農業生産が行われることを期待しました。

しかしながら、基本法制定後の20年間、コメの需要は一貫して減少する一方で、需要ある作物への転換が十分には進んでいない状況です。

需要量等が現在のトレンドのまま推移するという前提で機械的に試算すると、2040年には主食用米の需要量は493万トンに減少し、主食用米作付面積と水田面積の差は100万ha

資料1：経営耕地規模別の経営体数の推移（都府県：2000～2020年）



資料：第4回基本法検証部会資料（農林水産省「農林業センサス」）
注：2000年は販売農家、2005年以降は農業経営体の数値である。

を超えることとなります。食料安全保障の観点からは農地の有効利用が必要である一方で、主食用米の作付という観点からの水田は余っているという現象が生じることとなります（資料2）。

資料2：主食用米の20年後の国内需要量・作付面積と水田面積の比較

2040年度の試算方法：

【需要量】

国内総人口が2040年度までに2,000万人減少（2020年度1億2,615万人から▲15.9%）する前提の下、過去約20年（1998～2021年度）の消費トレンドから、2040年度の1人当たり消費量を推計し、総人口の減少率と1人あたり消費量の変化率を単純に現在の需要量に乗じることにより、需要量を試算。

【作付面積】

国内需要量の変化率に合わせて国内生産が減少することを前提として試算。

【水田面積】

2000年度から2020年度の水田面積の変化率に合わせて減少することを前提として試算。

	2000年度(実績)	2020年度(実績)	2040年度(試算)
需要量	912万ト	704万ト	493万ト
作付面積	173万ha	137万ha	96万ha
		↑76万ha	↑107万ha
水田面積	249万ha	225万ha	203万ha
		↑88万ha	↑107万ha

主食用米を作付けしない水田面積は増加し、2040年には100万haを超えると試算できる

資料：第5回基本法検証部会資料

- 1) 主食用米の2000年度及び2020年度の需要量は、農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」における主食用米等の数値。
 - 2) 2000年度及び2020年度の作付面積は農林水産省「作物統計」。
- ただし、主食用米の2000年度の作付面積は、2008年度における子実用水稲の作付面積と主食用米の作付面積の比率を、2000年度の子実用水稲の作付面積に乗じて算出した推計値。
- 3) 水田面積の2000年度及び2020年度の数値は農林水産省「耕地及び作付面積統計」の畦畔を除く本地面積。

また、野菜や果実については、この20年で加工・業務用需要が増加しているにも関わらず、産地側での転換が進まず、加工品の輸入割合はむしろ増加している状況（加工・業務用野菜の国産割合：88%（1990年）→68%（2020年））です。

（3）生産性向上・技術開発

加工・業務用需要への対応のためには、値頃な価格と安定供給が必要ですが、そのためには生産性の向上が重要です。生産性を向上させている諸外国もある中、日本は低位で推移しています。これは、生産性よりも品質を向上させ、ブランド化を重視する農業を志向したことが大きいものと考えられます。

今後、農業者が大きく減少する中で食料の安定供給を実現するため、スマート農業の推進や、その作業の受託者としての農業支援サービス事業者の育成、DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応や品種開発

などを強化することで生産性を向上していくことが課題となっています。

（4）持続可能な農業（多面的機能の確保）

現行基本法においては、農業・農村の外部経済効果を「多面的機能」として基本理念の一つに位置付けました。これは、1990年代にOECDやWTO等で議論された概念でしたが、その後、国際的な持続可能性に関する議論が進む中、農業もエコシステムの一部とし、相互に影響しうるサービスの一つと捉える「生態系サービス」の議論が高まってきました。また、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）への対応も含め、持続可能性に着目した政策に諸外国は転換しつつあります。

我が国でも、環境や持続可能性に着目した「みどりの食料システム戦略」を2021年に打ち出していますが、例えば有機農業を行っている農地は全体の0.6%程度と高いとは言えず、持続可能な農業の主流化が課題となっています。

（5）農村の振興

人口減少・高齢化は、農村で先行しており、集落の小規模化や高齢化による集落活動の停滞や生活環境の悪化の懸念が高まっています。2050年には、人口9人以下の小規模集落が全集落の1割を超え、特に山間農業地域では3割を超えることが見込まれます。また、末端水路をはじめとした農業のインフラ機能の維持に向けた取組や、鳥獣被害防止対策が今後の課題となっています。

3. おわりに

今回までの2回で、現行基本法制定までの背景と、制定以降の情勢変化について報告させていただきました。基本法検証部会では、この他、備蓄、食品安全・食品表示、知的財産についても取り上げました。

現在、基本法検証部会においては、これら情勢変化に加えて今後20年程度を見据えた課題を踏まえた、今後の展開方向についての議論が進められており、次回はその内容について取り上げたいと思います。

食肉の生産と消費について



農林水産省畜産局食肉鶏卵課長
猪口 隼人

平素より畜産・食肉行政の推進に御理解・御協力を賜り、心より御礼申し上げます。本稿では、食肉の生産及び消費動向と、輸出入の状況について御紹介いたします。

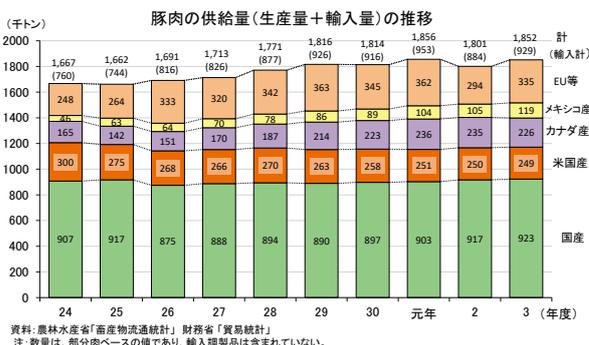
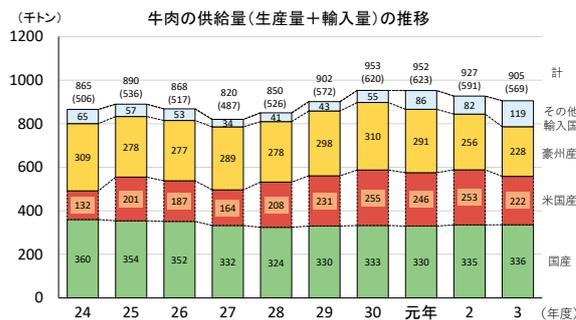
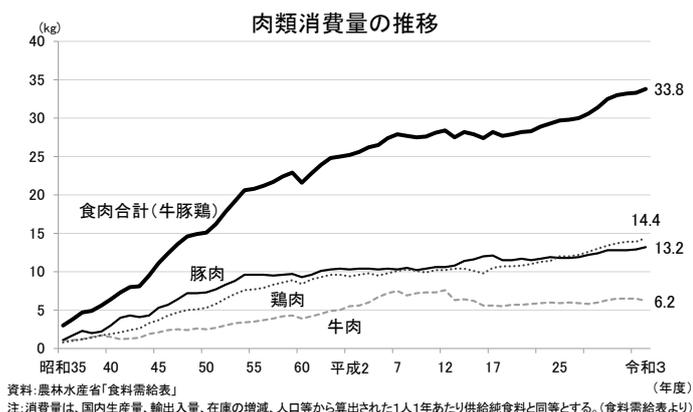
1. 食肉の消費動向について

国民の食生活の変化により、動物性タンパク質摂取量が増加傾向で推移してきた中で、近年の健康志向により赤身肉や鶏肉の消費量が増えていることもあり、牛肉、豚肉、鶏肉合計の一人当たりの消費量は、令和3年度に過去最高の33.8kg/年となりました。畜種別に見ると、牛肉は6.2kg/年と近年は横ばいで推移していますが、鶏肉が14.4kg/年、豚肉が13.2kg/年と過去最高を記録しています。

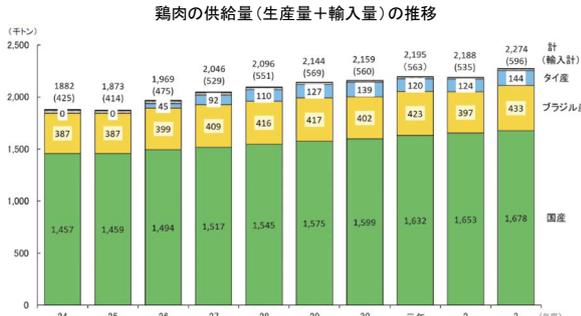
また、家計消費量についても、外食や中食での消費割合が多い牛肉は横ばいであるものの、豚肉、鶏肉は増加しています。

2. 食肉の生産及び輸入量の推移について

食肉の供給量は、旺盛な需要に伴い、近年増加傾向で推移しています。国内生産量については、畜産クラスター事業等により生産基盤が強化され、増加傾向で推移しています。輸入量については、令和2年度では新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外食需要の減少等により前年度に比べ減少し



ましたが、その後、豚肉及び鶏肉の輸入量は回復傾向で推移しています。



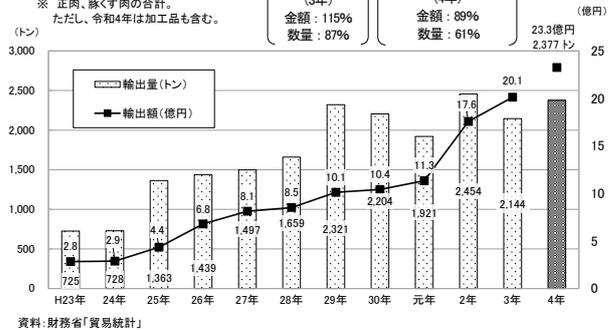
資料:農林水産省「食料供給表」ALIC「供給表」財務省「貿易統計」
 注1:国内生産量は、骨付き肉ベースの値、輸入量は実数(調製品は含まれていない)。
 注2:鶏肉は平成12~20は年度、平成21以降は年次。
 注3:R3年は概算値

(2) 豚肉

令和4年は、香港における外食規制の影響や、輸入豚肉価格の高騰により国内仕向けの需要が高まったこと等により、前年比89%の23億円となりました。

豚肉の輸出実績

※ 正肉、豚くず肉の合計。
 ただし、令和4年は加工品も含む。



3.



食肉の輸出について

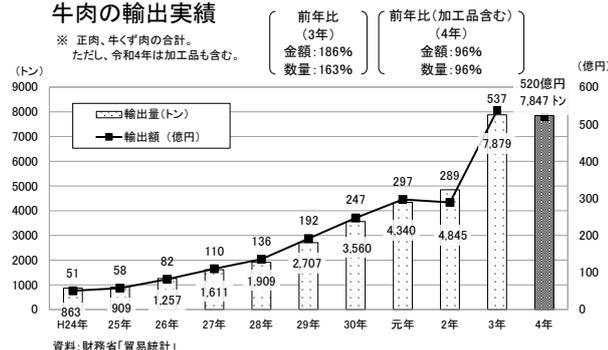
農林水産物・食品の輸出については、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円の目標(うち牛肉3600億円、豚肉60億円、鶏肉100億円)を掲げ、政府を挙げて輸出拡大に取り組んでいます。牛肉、豚肉、鶏肉は重点品目に位置付けられ、2022年の畜産物の輸出実績は968億円で、2012年以降連続して増加しています。うち牛肉が最大の520億円を占めています。

(1) 牛肉

令和4年は、台湾、EUなどが伸びた一方、米国における物価高及び低関税枠超過後の関税引上げによる消費減退の影響等によって、前年比96%の520億円となりました。

牛肉の輸出実績

※ 正肉、牛くず肉の合計。
 ただし、令和4年は加工品も含む。

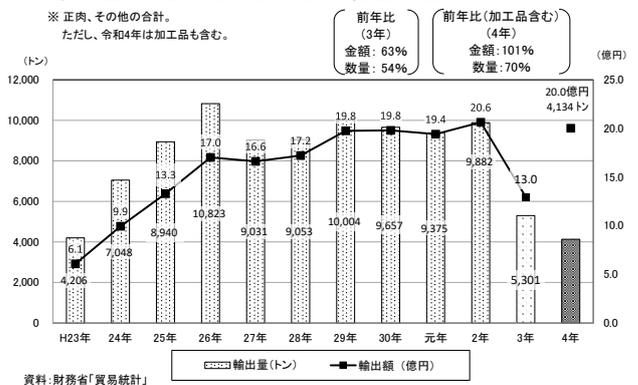


(3) 鶏肉

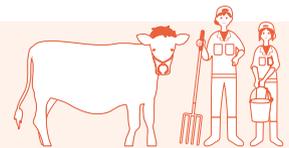
令和4年は鳥インフルエンザ発生による輸出停止及び輸出先での需要減退等の影響により、特に手羽、鶏足の輸出量は減少したものの、鶏肉加工品の輸出が増加したことから、輸出額は20億円となりました。

鶏肉(正肉・加工品・その他)の輸出実績

※ 正肉、その他の合計。
 ただし、令和4年は加工品も含む。



4. 終わりに



今後も、国内生産、消費及び輸出入の動向を注視しながら、需要に見合った生産を促しつつ、食肉を安定供給できるよう、各種施策を推進してまいります。

理事長の交代

令和5年3月31日付で、今井敏理事長が退任いたしました。

令和5年4月1日付で、牧元幸司理事長が就任いたしました。

信用基金の動き

   運営委員会を開催し、独立行政法人農林漁業信用基金の中期目標を達成するための計画（第5期中期計画）、令和5年度計画及び業務方法書の変更について審議。

 農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書の変更について主務大臣が認可。

 第5期中期計画について主務大臣が認可。

 令和5年度計画について主務大臣に届出。

人事異動

令和5年3月30日付

退職
総括調整役 岡村 和哉
林業信用保証管理部長事務取扱
〔林野庁森林整備部付へ〕

退職
農業調整室長 諏訪 浩志
兼企画調整室企画推進課
〔経営局金融調整課付へ〕

令和5年3月31日付

退職
農業信用保険管理部長 中野 正路

令和5年4月1日付

総括調整役 中西 誠
林業信用保証業務部長事務取扱
〔国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター総括審議役より〕

農業信用保険管理部長 中山 五志
〔農林水産省経営局金融調整課課長補佐（災害金融班担当）より〕

新年度が始まり、皆様いかがお過ごしでしょうか。

私は今年度も引き続き広報誌の編集を担当させていただくことになり、とても嬉しく思っております。読者の皆様に、現場の空気感が伝わるような情報やお役に立つ情報をお届け出来ればと思っておりますので、皆様のご協力の程よろしくお願い申し上げます。

昨今のスポーツ界において、日本人選手が世界の舞台で目覚ましい活躍をみせております。WBC（ワールド・ベースボール・クラシック）では、見事、侍ジャパンが3大会ぶり3度目の世界一（私も決勝の日は仕事が手につかなかったです…）、昨年のサッカーワールドカップでは劇的な勝利の連続で歓喜した人も多かったのではないのでしょうか。

私は特にサッカー観戦が趣味なので、プレミアリーグやスペインリーグで活躍する日本人選手の試合を観るのが毎週末の楽しみです。もちろんJリーグも応援しているので、コロナも落ち着いてきていることから、旅行がてら各地のスタジアムに観戦しに行き、大きな声で応援したいと思っています。

最後に、これから暑くなり、季節の変わり目になりますので、皆様におかれましてはお体にお気をつけてお過ごしください。

（広報誌編集担当 T）

編集後記

 2023年2号 No.12 2023年5月15日発行

編集・発行 独立行政法人 農林漁業信用基金 企画調整室 企画推進課
(問合せ先) 〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階
TEL: 03-3434-7813 MAIL: kikaku@jaffic.go.jp

装丁・印刷・製本 株式会社ブルーホップ

独立行政法人 農林漁業信用基金

Agriculture, Forestry and Fisheries Credit Foundations

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。